平成２７年（フ）第１１１０号
福岡市早良区四箇６丁目７番15―206号
債務者　小西　紹代（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１１９号
福岡市中央区赤坂３丁目１番２号
債務者　大石　竜司
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１２９号
福岡市東区三苫５丁目６番40―301号
債務者　瀬々　哲也
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１４３号
福岡市東区香椎浜２丁目７番２―1311号
債務者　花村　康弘
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１４７号
福岡県大野城市乙金東２丁目26番５号
債務者　袈裟丸稔生
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３３１号
大阪市生野区桃谷２丁目13番27号　ピーチヴィラ　101
債務者　吉田　一茂
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０４号
栃木県宇都宮市茂原町1076番地１
債務者　炭火居酒屋らばうること　佐藤　文男
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９４号
岡山市北区野田屋町１丁目５番20号
債務者　畑山　公平
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０５号
岡山市北区青江４丁目23番12号　プレールコート401、旧住所岡山市南区洲崎２丁目13番12号
債務者　佐土原尚代
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８３号
横浜市青葉区奈良町1826番地５
債務者　関根　良美
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１９号
栃木県下野市文教１丁目５番地５
債務者　黒川　治美
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３０号
静岡県磐田市笠梅1612番地９
債務者　青島　光孝
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
石川県加賀市箱宮町ノの26番地
債務者　宮川　弘樹
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午前10時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１５号
長崎県平戸市田平町山内免67番地、従前の住所長崎県平戸市田平町里免796番地　市営里団地36号
債務者　濱野すま子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１２４６号
横浜市中区松影町３丁目11番地８　松影本館913号室
債務者　小林　辰夫
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６５６号
福岡市東区舞松原５丁目１番13号
破産者　海老塚　孝
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１号
秋田県雄勝郡東成瀬村岩井川字入道84番地
破産者　髙橋ひろ子
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部